

第66号議案

春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正等に伴い、消防団員の欠格条項等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和40年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第2項第1号中「、第2号又は第4号」を「又は第3号」に改める。

第13条第2項中「公務遂行」を「公務」に、「費用弁償として次の表の左欄に掲げる区分により、それぞれ当該右欄に掲げる」を「、費用弁償として、春日市職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第21号)の適用を受ける職員の例により」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「支給方法」を「の支給方法」に、「市職員の例による」を「春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)第4条の規定を準用する」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第13条第2項及び第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。